

笠間市道に設置する道路標識の

寸法等に関する条例（案）の概要

1. 趣旨

地域主権一括法による道路法(昭和27年法律第180号)の一部改正に伴い、同法第45条第3項の規定に基づき、笠間市道に設ける道路標識の寸法について、標記の条例を定めるものです。

2. 条例制定の考え方

本市の条例案は、基本的には現行基準のとおりとし、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(昭和35年総理府・建設省令第3号)により定められていたものと同様の内容とします。

基準の内容	現行基準	市の考え方	
		市の基準	理由
道路標識の寸法について	道路標識、区画線及び道路標示に関する命令	現行の基準と同じ ※ただし、笠間市では高速道路が存在しないので高速道路に関する部分を削除する。	独自基準を設ける特別な事情がないと判断